

みんなで支え合い  
よろこびが生まれる都市  
佐倉

第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画  
概要版

平成21年 3月  
佐倉市





## はじめに

人は誰でも歳を重ねて高齢者となりますが、生涯、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく暮らし続けたいと願っています。私は、その願いを実現するために、高齢者の方々をはじめとする市民の皆さまが病気になったときや困ったときには、公共あるいは地域がしっかりと支え合える、そんな心の通った地域づくり、まちづくりを進めていかなければならないものと考えています。



本市の高齢化率は、毎年1パーセント強の割合で急速に進んでおりますが、平成21年3月末現在では、20.5パーセントになっております。

これからの高齢社会の本格的な到来に備え、平成21年4月からは、高齢者の方及びそのご家族の方などの身近な相談窓口となる「地域包括支援センター」を市内5箇所で開催し、地域に密着した、きめの細かいサービスを提供できるように取り組んでまいります。

このたびの「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、平成20年8月に実施しました市民アンケート調査の結果などを踏まえて、計画期間を平成21年度から平成23年度までの3年間とする高齢者福祉施策及び介護保険施策に関する本市の取り組みをまとめたものです。

市民の皆さまにこの計画をご理解いただき、市民の皆さまとともにこの計画の基本理念である『みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉』を実現できるよう、各種施策を今後とも積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、この計画の策定にあたり、貴重なご提言を賜りました、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進懇話会委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査などを通じてご協力をいただきました皆さまに、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成21年3月

佐倉市長 藤 和 雄

### 目 次

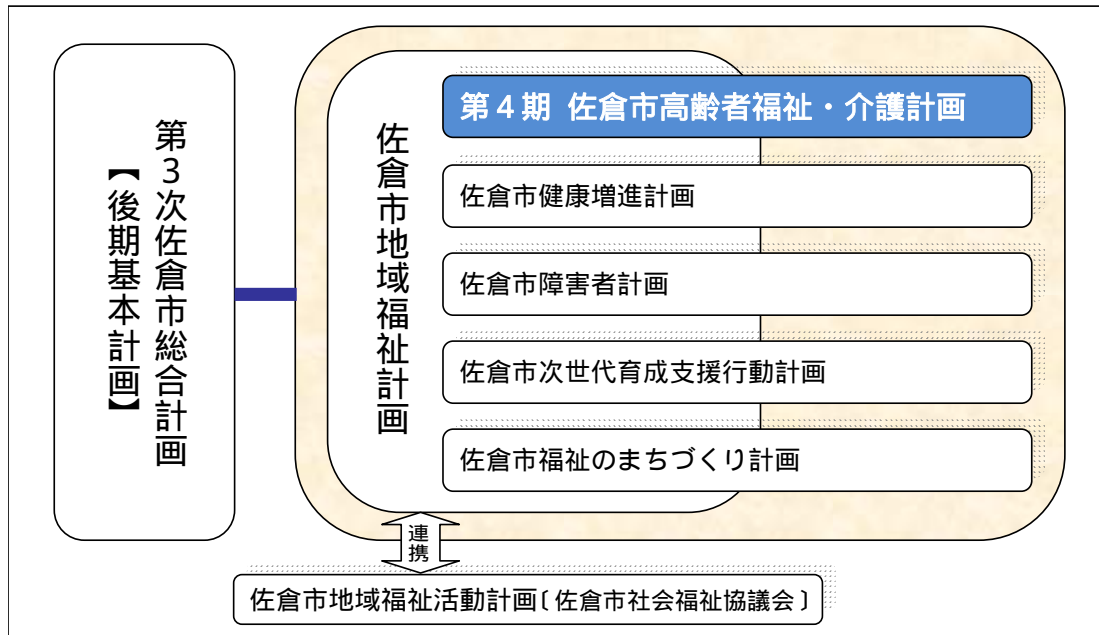
1・計画の位置づけと期間	2
2・佐倉市の高齢者等の状況	3
3・日常生活圏域の高齢者人口の状況	4
4・要支援・要介護認定を受けている人数	5
5・高齢者の生活実態や制度に対する意向について	6
6・計画の基本理念	7
7・高齢者施策の体系	8
7-1 あたたかい心がふれあう地域づくり～保健・医療・福祉・介護の連携～	9
7-2 安全で快適なまちづくり～高齢者が生活しやすい都市・交通基盤・住宅等の整備～	11
7-3 楽しく生きがいのあるくらしづくり～高齢者が生きがいをもって自立した暮らしを営むために～	12
7-4 元気いっぱい いきいき健康づくり ～高齢者の健康を維持・増進するための介護予防等の推進～	13
7-5 安心な老後を支える仕組みづくり ～要支援高齢者等の生活を支える介護保険事業をはじめとする各種支援～	15
8・介護保険事業費と保険料	20
9・計画の推進に向けて	24

# 1・計画の位置づけと期間

この計画は、「佐倉市総合計画」を基本とし、「佐倉市地域福祉計画」の一環として高齢者の福祉及び介護保険事業運営に関する本市の取り組みをまとめるものです。

また、老人福祉法、介護保険法などの法令や市の関連する個別計画との整合を図って策定しています。

図1 第4期計画の位置づけ



この計画は、平成18年度から平成20年度までを定めた第3期計画の内容を引き継ぎ、平成21年度(2009年度)から平成23年度(2011年度)までの3年間の計画期間としています。

図2 第4期計画の計画期間

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画	←→								
第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画			見直し	←→					
第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画						見直し(予定)	←→		

## 2・佐倉市の高齢者等の状況

国や県と同様に、佐倉市でも65歳以上の高齢者の割合が高くなっています。国勢調査では、平成12年から平成17年までの僅か5年間に高齢化率が4.3ポイントも上昇しています。また、高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯を合わせると、総世帯数の15%に達しています。推計では今後も高齢者人口は増加を続け、平成26年(2014年)には46,730人と、平成17年よりも1万7千人近く増加する見込みとなっています。高齢化率も、平成17年の17.0%から9.6ポイント上昇して26.6%に達し、総人口の4人に1人以上が高齢者となる見込みです。

図3 国勢調査による年齢階層別人口の推移(各年10月1日現在)

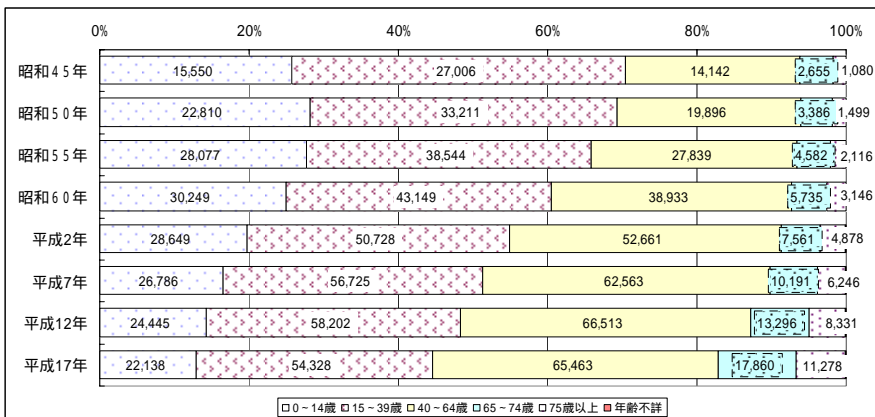


図4 国勢調査による高齢者の家族類型(各年10月1日現在)

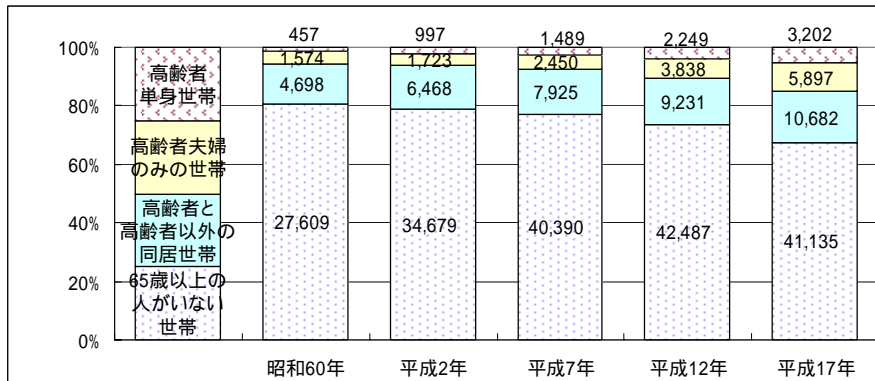
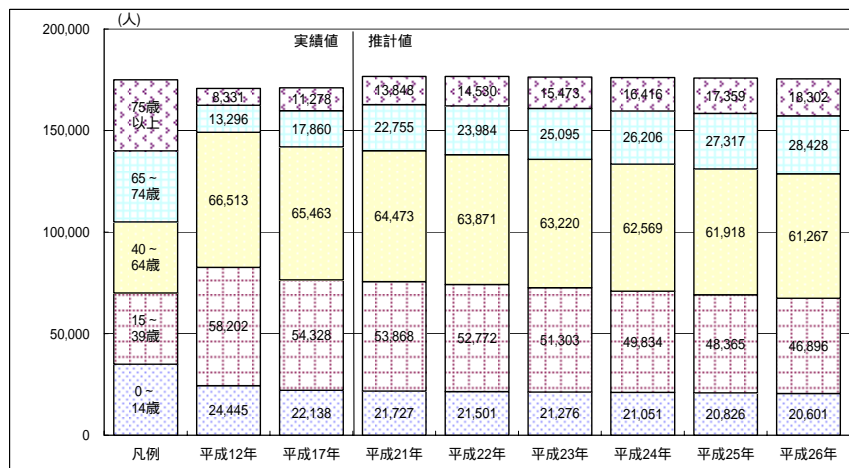


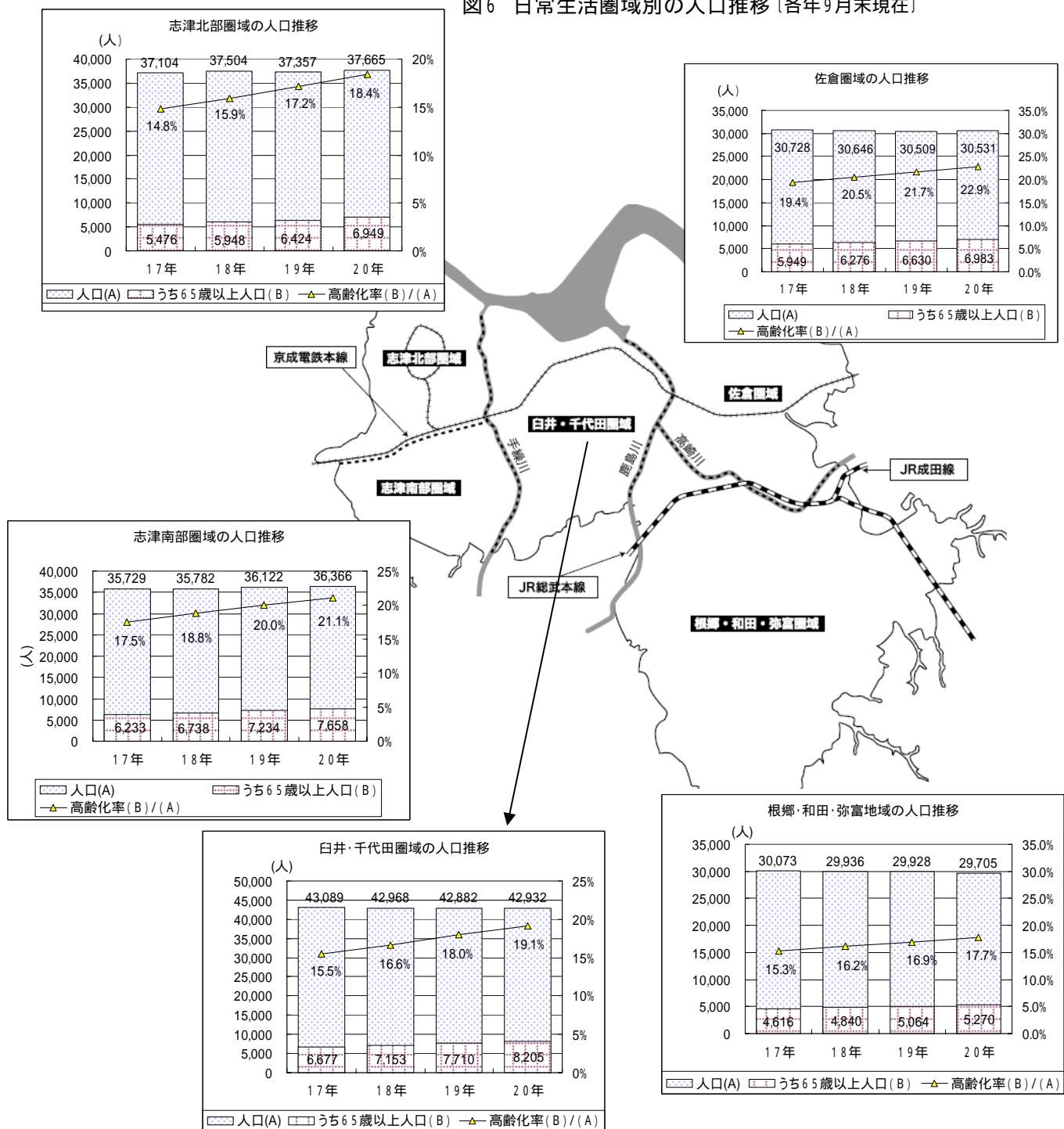
図5 今後の人口推計(各年10月1日現在)



### 3・日常生活圏域の高齢者人口の状況

平成20年9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者の状況を「日常生活圏域」別に見ると、佐倉圏域の高齢化率が最も高く22.9%、根郷・和田・弥富圏域の高齢化率が最も低く17.7%となっています。また、各グラフで示すように、この4年間では、各圏域とも高齢化率が上昇しており、臼井・千代田圏域、志津北部圏域及び志津南部圏域は、ともに高齢化率が3.6ポイント増、佐倉圏域が3.5ポイント増、根郷・和田・弥富圏域が2.4ポイント増となっています。

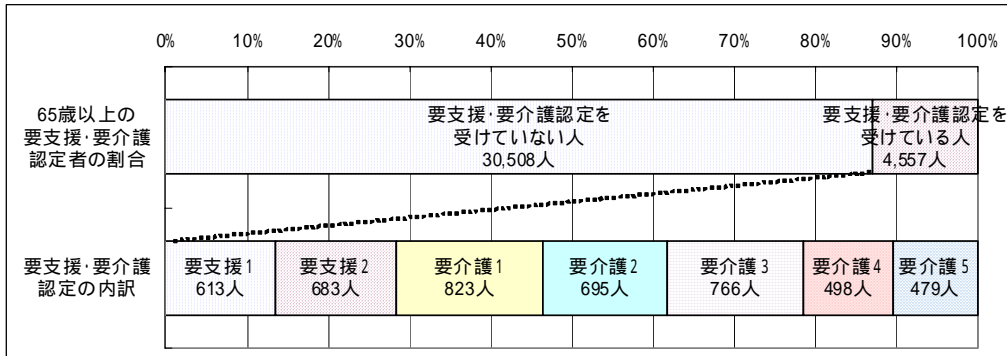
図6 日常生活圏域別の人口推移（各年9月末現在）



## 4・要支援・要介護認定を受けている人数

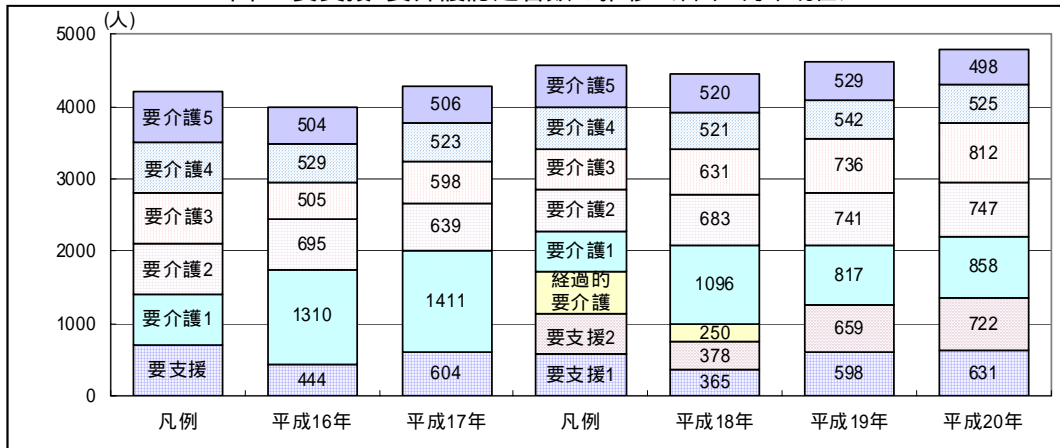
平成20年9月末現在、要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者は、4,557人で約13%の高齢者が要支援・要介護認定を受けていることになります。

図7 要支援・要介護認定者の状況（平成20年9月末現在）



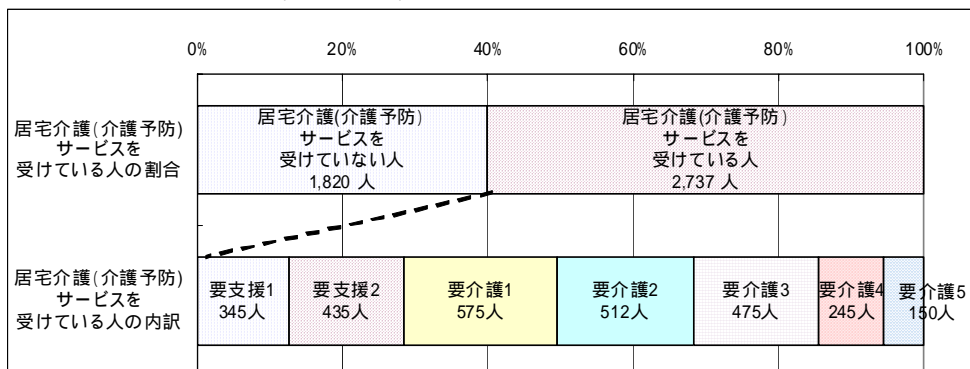
平成16年9月末から平成20年9月末までの4年間で、要支援・要介護認定者数は約20%増加しています。また、平成20年9月末と平成19年9月末の要支援・要介護別別の認定者数を比較すると、特に要介護3と要支援2の認定を受けた人の増加が目立ちます。

図8 要支援・要介護認定者数の推移（各年9月末現在）



平成20年9月末現在、第1号被保険者のうち、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人数は2,737人で、要支援・要介護認定を受けている人の60.1%です。要介護4と要介護5ではサービス利用者の割合が低くなっていますが、これは施設入所者が多いためと考えられます。

図9 居宅介護（介護予防）サービス利用状況（平成20年9月末現在）



## 5・高齢者の生活実態や制度に対する意向について

佐倉市では、第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定〔第3期計画の見直し〕のための基礎資料とすることを目的として、満40歳以上の市民の方々を対象として、生活の実態や制度に対するご意見などを伺うアンケート調査を実施しました。

実態調査（アンケート調査）の結果を踏まえて、以下の4点を重点的事項としてとらえ、計画策定にあたって特に配慮していくものとなりました。

### 重点的事項1：介護予防への取り組み

今後、高齢化が進み、介護保険サービスの利用者が増え続けることが予想されますが、要介護状態になる前に、ひとりひとりが健康を維持することを心がけ、市としても介護予防対策を積極的に推進していくことが必要です。

### 重点的事項2：介護保険サービスの利用意向と利用状況

介護保険サービスの需要に対応するためには、在宅サービスを充実させるとともに、新規施設の整備や既存施設の拡充が不可欠である一方、現場で働く施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの質の維持向上を図っていくことが課題となっています。

### 重点的事項3：保健・福祉・介護に対する認知度の向上

情報提供のツールや手段をどのように活用すれば効果的に認知度が向上するか、さらに検討していくことが必要です。また、「悩みの相談や福祉に関する相談を誰にしていますか」という質問に対しては、「家族・親戚」と回答しているかたが最も多く、情報提供の際には、本人だけでなく、そのような方々にも情報が広く行き届くような工夫も必要です。

### 重点的事項4：より良い介護保険制度を目指して

介護保険制度の運用に伴う個人負担は決して小さなものではありません。それをひとりでも多くの方が納得して負担し、「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」を実現していけるよう、介護保険制度を効率良く運用していく必要があります。



## 6・計画の基本理念

この計画の基本理念を

**「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」**

とします。

これは、市民と市民、市民と行政が支え合うことを基本に、市民一人ひとりの生活から都市づくりに至る、佐倉市の総合的な高齢者福祉・介護保険施策を推進する姿勢をあらわすものです。

みんなで支え合う都市を実現するため、とりわけ「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の権利擁護」について十分配慮するとともに、以下に示す「重点施策」について積極的に取り組んでいきます。

### 2) 計画の重点施策

佐倉市では、実態調査（アンケート調査）から明らかになった重点的事項を踏まえて、第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画における重点施策として以下の4項目を掲げます。

重点施策1：介護予防の推進

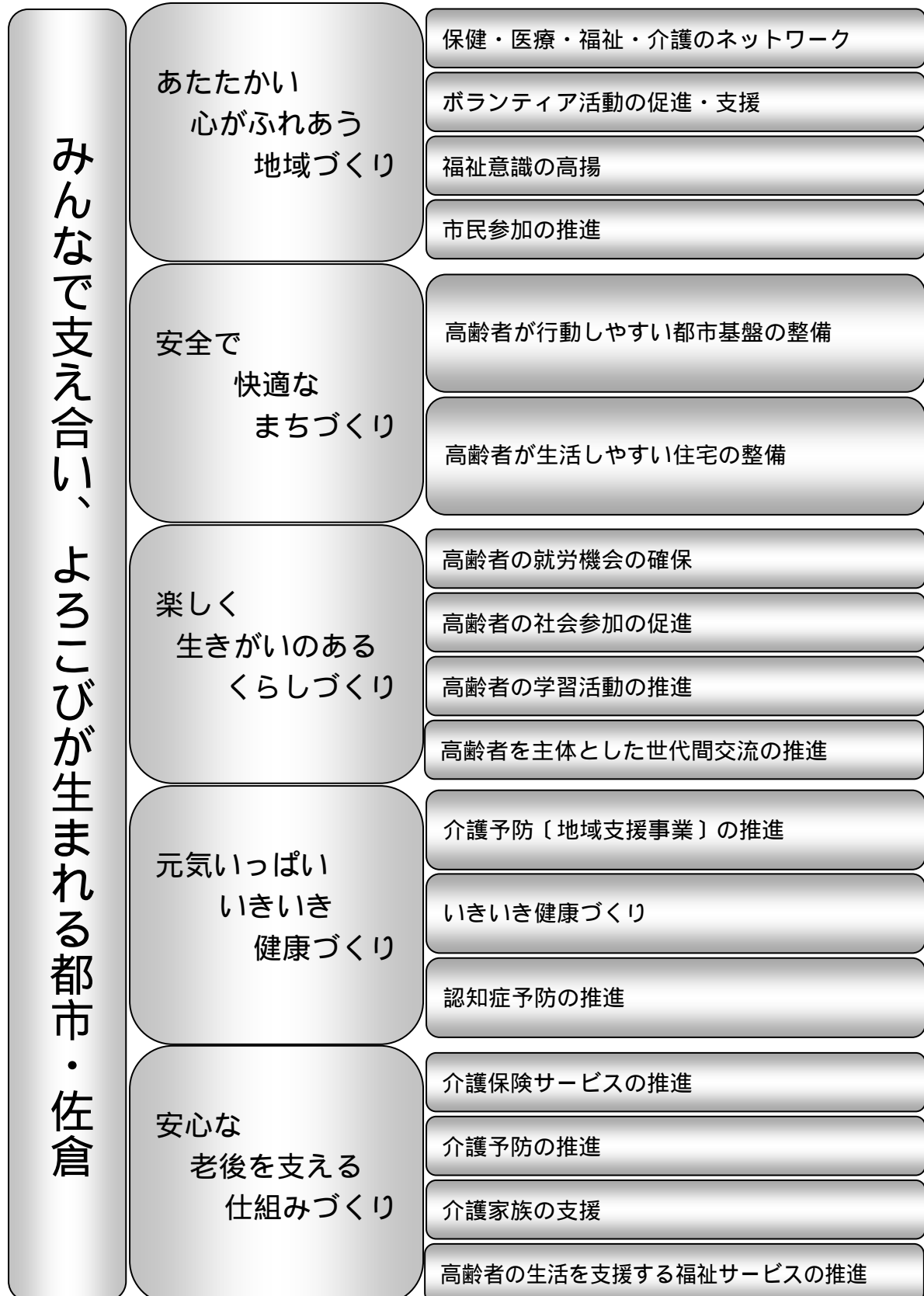
重点施策2：福祉施設の整備・拡充

重点施策3：保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化

重点施策4：介護保険制度の効率的運用

## 7・高齢者施策の体系

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、佐倉市では高齢者施策を以下の図のような体系で進めていきます。



## 7-1 あたたかい心がふれあう地域づくり

### 保健・医療・福祉・介護の連携

#### 1・保健・医療・福祉・介護のネットワーク

##### 【基本方針】

福祉は、地域住民をはじめ、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人、（地区）社会福祉協議会、社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関、行政など、たくさんの人と組織・機関によって支えられています。

各組織・機関の活用を有効なものとして、相乗効果を図るためには、このような多様な組織・機関の連携を強化して、保健・医療・福祉・介護の多様なサービスを総合的に提供できる体制を強化することが大きな課題です。

また、市内の企業等における福祉への積極的な取り組みを促すことも重要です。

##### 【施策の体系】

- (1) 地域包括支援センターの拡充
- (2) 保健・医療・福祉・介護の連携強化
- (3) 各種団体、組織、企業等との連携強化によるサービスの総合的提供

#### 2・ボランティア活動の促進・支援

##### 【基本方針】

佐倉市におけるボランティア活動は活発で、多くのグループがさまざまな活動を行っており、福祉・介護を支える力になっています。

今後も、各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めます。

##### 【施策の体系】

- (1) ボランティア（団体）、NPO法人等の自主的活動に対する支援
- (2) 行政への協力活動を行うボランティア活動等の支援
- (3) 高齢者の社会参加に対する支援

#### 3・福祉意識の高揚

##### 【基本方針】

佐倉市では多様な方法で市民等に対する福祉意識の高揚を図ってきました。また、市職員についても福祉に関する認識を深め、より質の高い市民サービスを提供できるように研修等を実施してきました。

今後も、福祉意識の高揚のための施策を推進していきます。

【施策の体系】

- ( 1 ) 福祉に関する学習機会の提供
  - 市民カレッジ等の実施
  - 小中学生を中心とした福祉に関する学習活動の実施
- ( 2 ) 啓発活動の実施
  - 福祉・介護に関する各種講演会等の実施
  - 市民への啓発活動
- ( 3 ) 敬老事業の推進
  - 敬老会の実施
  - 敬老祝金の贈呈

#### 4・市民参加の推進

【基本方針】

社会福祉は、「公助」・「共助」・「自助」のバランスによって成立します。多様化する市民のニーズに応えるために、すべてを行政のみで対応していくことが困難になってきています。そのため、市民参加による支援と協力をいただきながら、さまざまなサービスに取り組んでいくことも必要です。

今後も、市民が福祉活動に参加しやすい方策を講じます。

【施策の体系】

- ( 1 ) 市民参加の体制づくり
  - 介護予防リーダーの養成
  - 学習サポーターの養成
  - 認知症サポーターの養成
  - 介護相談員の協力
- ( 2 ) 市民公益活動団体への支援

## 7-2 安全で快適なまちづくり

### 高齢者が生活しやすい都市・交通基盤・住宅等の整備

#### 1・高齢者が行動しやすい都市基盤の整備

##### 【基本方針】

高齢者がまちを歩いたり、施設を利用したりする際に、階段、段差、自動車・自転車の通行等、危険な場所や障害となる場所、不都合な場所が多くあります。

佐倉市では、高齢者が安心・安全に行動できるまちづくりを推進していますが、市民、民間事業者等との連携を強化して、今後もさらに計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

##### 【施策の体系】

- (1) 福祉のまちづくり計画の推進
- (2) 高齢者が安心して利用できる交通基盤の整備
  - 高齢者や障害者に配慮した道路整備
  - 公共交通機関の整備
- (3) 高齢者が安心して活動できる公共公益施設等の整備
  - 公共公益施設整備におけるユニバーサルデザイン化の推進
  - 開発行為、商業施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進
- (4) 交通安全の推進
  - 交通安全施設の整備
  - 交通安全教育の充実

#### 2・高齢者が生活しやすい住宅の整備

##### 【基本方針】

一般の住宅には高齢者が生活するうえで、また、要介護者を介護するうえで、危険な箇所や不便な箇所が少なくありません。

佐倉市では市民の住宅改造に関する相談窓口の設置や増改築に対する助成等を行ってきました。今後も、介護保険による住宅改修への給付を実施することにより、高齢者が安心・安全で快適に生活することができる住宅づくりに努めます。

##### 【施策の体系】

- (1) 高齢者が生活しやすい公営住宅の供給
- (2) 高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導
- (3) 高齢者の住まいに関する増改築に対する支援
- (4) 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

## 7-3 楽しく生きがいのあるくらしづくり

高齢者が生きがいをもって自立した暮らしを営むために

### 1・高齢者の就労機会の確保

#### 【基本方針】

高齢者の就労は、老後の生計を安定させるとともに、社会参加による生きがいや健康の維持・増進にもつながるため、関係機関との連携を充実させ、支援策を強化していくように努めます。

#### 【施策の体系】

- (1) 高齢者の就労機会の拡大  
高齢者福祉作業所の活用  
シルバー人材センターへの支援
- (2) 高齢者のための就業相談  
シルバー人材センターによる就業相談  
佐倉市地域職業相談室による就業相談等
- (3) 市のホームページによる就業に関する情報提供

### 2・高齢者の社会参加の促進

#### 【基本方針】

佐倉市では高齢者の社会参加を促す意味からも、高齢者クラブ活動への支援をしています。今後も、高齢者が増加していく中で、高齢者クラブ活動をはじめとする各種高齢者ボランティア活動への参加を奨励します。

#### 【施策の体系】

- (1) 高齢者クラブ活動の支援
- (2) 高齢者の経験や知識の活用  
生涯学習活動等における高齢者の経験・知識の活用  
学校教育における高齢者の経験・知識の活用

### 3・高齢者の学習活動の推進

#### 【基本方針】

高齢者が参加可能な学習活動等〔公民館活動、学校・教育機関による公開講座、保健・福祉施設における実践型の学習活動等〕を推進します。

#### 【施策の体系】

- (1) 公民館活動における生涯学習等の推進
- (2) 保健・福祉施設における実践型学習活動等の推進
- (3) 教育機関による多様な学習機会の提供
- (4) 市政理解のための各種「出前講座」の実施

## 4・高齢者を主体とした世代間交流の推進

### 【基本方針】

高齢者の経験・知識を学校教育や地域活動の中で生かす機会や場を創出し、今後も継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

### 【施策の体系】

- (1) 学校教育における高齢者の経験・知識の活用〔再掲〕
- (2) 世代間交流を深めるふれあいの場づくり
  - 各施設における世代間交流の推進
  - 敬老会を通じた世代間交流の推進

## 7-4 元気いっぱい いきいき健康づくり

### 高齢者の健康を維持・増進するための介護予防等の推進

#### 1・介護予防〔地域支援事業〕の推進

### 【基本方針】

「健康な65歳」から「活動的な85歳」を目指して介護予防に対する取り組みを継続的に実施することは、高齢者が介護・支援を要する状態になることを未然に防ぐための有効な手段の1つであるといえます。また、介護予防は、介護保険制度の効率的な運用を図るためにも、重要な施策となります。そのため、今後も、活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上を図るための「一次予防」、要支援（要介護）状態になるおそれの高い高齢者【特定高齢者】を対象に、生活機能低下の早期発見、早期対応を図るための「二次予防」に重点を置いた施策を推進します。

### 【施策の体系】

- (1) 介護予防の普及啓発
  - 高齢者等を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発
  - 地域介護予防活動支援
  - 佐倉市としとらん塾（一般高齢者向け介護予防教室）の推進
- (2) 地域と一体となった介護予防の推進
  - 介護予防リーダーの養成
  - 学習サポーターの養成
- (3) 特定高齢者を対象とした介護予防の推進
  - 特定高齢者の把握（スクリーニング）
  - 通所型介護予防（各種介護予防教室）の推進
  - 訪問型介護予防の推進

## 2・いきいき健康づくり

### 【基本方針】

ひとり暮らしの高齢者、高齢者の夫婦世帯は、年々増加しており、今後も増加が見込まれることから、健康維持などを目的としたサービス等を提供し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康に安心した生活を送ることができるよう、支援します。

### 【施策の体系】

- (1) 高齢者安心カード交付事業
- (2) はり、きゅう、マッサージ等利用支援

## 3・認知症予防の推進

### 【基本方針】

千葉県では、今後、高齢者人口の急増が見込まれている中、認知症高齢者は、平成17年の約7万人から平成27年には約12万人に増加すると推計されています。

また、近年では、65歳未満で発症する若年性認知症の問題も顕在化しています。

認知症は、できるだけ早期に発見し、適切な対応をすることによって、状態の安定化と、家族の負担を軽減することにつながります。

認知症を予防するとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各種施策を推進します。

### 【施策の体系】

- (1) 通所型介護予防〔認知症予防の教室〕の推進〔再掲〕
- (2) 物忘れ相談の実施
- (3) 認知症サポーターの養成〔再掲〕



## 7-5 安心な老後を支える仕組みづくり

要援護高齢者等の生活を支える  
介護保険事業をはじめとする各種支援

## 1・介護保険サービスの推進

## 【基本方針】

介護保険事業において必要となるサービス量を事業計画に基づき確保していきます。特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などの居住系サービス、「地域密着型サービス」については、必要量を見極め、限られた財源の中での計画的な整備を目指します。また、介護保険サービスの質の向上等に努め、介護保険事業全体のバランスを考慮したうえで内容の充実に努めます。

## 【施策の体系】

- (1) 居宅サービス
- (2) 施設サービス
- (3) 地域密着型サービス

## 【居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスのサービス見込量】

## (1)居宅サービス

(年間)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問介護						
回数	141,682	133,039	137,103	168,704	169,560	179,084
(人数)	10,824	9,912	10,195	11,552	11,751	12,433
訪問入浴介護						
回数	5,885	6,492	5,967	8,644	8,270	8,634
(人数)	1,344	1,392	1,325	1,685	1,617	1,688
訪問看護						
回数	7,179	7,544	8,674	10,530	10,212	10,694
(人数)	1,368	1,308	1,459	1,663	1,620	1,697
訪問リハビリテーション						
日数	1,687	2,595	2,852	2,993	2,988	3,155
(人数)	432	588	571	620	620	654
居宅療養管理指導						
人数	3,085	3,428	3,860	4,336	4,425	4,689
通所介護						
回数	83,807	85,834	105,476	107,746	110,245	116,918
(人数)	10,572	10,692	11,572	12,162	12,461	13,208
通所リハビリテーション						
回数	25,688	22,922	25,267	29,448	30,085	31,919
(人数)	3,612	3,036	3,261	3,696	3,787	4,017
短期入所生活介護						
日数	27,008	33,614	41,640	43,262	42,961	45,280
(人数)	3,924	4,344	4,432	4,890	4,904	5,176

表中の回数・人数・日数は、12か月の延べ数です。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
短期入所療養介護						
日数	5,246	5,269	4,204	6,295	6,255	6,597
(人数)	624	588	619	708	709	748
特定施設入居者生活介護						
人数	1,644	1,836	1,968	2,196	2,436	2,736
福祉用具貸与						
人数	10,476	10,356	11,297	12,399	12,453	13,151
特定福祉用具販売						
人数	344	345	290	326	332	352
住宅改修						
人数	292	248	205	230	235	249
居宅介護支援						
人数	22,596	21,648	22,821	24,978	25,486	26,989

表中の日数・人数は、12 か月の延べ数です。

(2) 介護保険施設サービス (年間)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護老人福祉施設						
人数	4,056	4,368	4,428	4,836	5,988	6,336
介護老人保健施設						
人数	3,996	4,044	4,092	4,356	4,608	4,884
介護療養型医療施設						
人数	912	828	732	408	240	96

表中の人数は、12 か月の延べ数です。

(3) 地域密着型サービス (年間)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
小規模多機能型居宅介護						
人数	0	98	148	166	170	180
認知症対応型通所介護						
回数	4,329	5,713	4,983	6,413	6,399	6,754
(人数)	504	660	624	689	688	726
夜間対応型訪問介護						
人数	0	0	228	375	510	675
認知症対応型共同生活介護						
人数	1,188	1,308	1,356	1,356	1,356	1,356
地域密着型特定施設入居者生活介護						
人数	48	84	156	240	324	324
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
人数	0	0	0	0	0	0

表中の人数・回数は、12 か月の延べ数です。

2・介護予防の推進

【基本方針】

介護保険は制度開始後、利用者が増加しています。今後、さらなる高齢化が見込まれる中において、介護保険の利用者が増加した場合、介護保険制度が維持できなくなる可能性も指摘されます。

それを防ぐために、要支援（要介護）状態になる前の段階のかたや、認定者のうちの要支援1と要支援2のかたに対して、介護予防に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

そのため、すべてのかたが自立してその人らしい生活を営めるよう、介護予防施策の充実を図っていきます。

【施策の体系】

- (1) 高齢者全般を対象とした介護予防の推進（地域支援事業）
- (2) 要支援者を対象とした介護予防の推進
  - 介護予防サービス
  - 地域密着型介護予防サービス
- (3) 介護予防ケアマネジメント

【介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスのサービス別見込量】

	(年間)					
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防訪問介護						
人数	3,240	4,356	4,499	4,978	5,205	5,510
介護予防訪問入浴介護						
回数	24	60	238	106	112	120
(人数)	24	24	71	46	48	51
介護予防訪問看護						
回数	72	336	254	275	290	310
(人数)	36	72	52	70	73	78
介護予防訪問リハビリテーション						
日数	264	593	580	650	686	733
(人数)	72	132	119	142	149	158
介護予防居宅療養管理指導						
人数	129	297	324	364	372	394
介護予防通所介護						
人数	2,376	3,636	3,940	4,151	4,339	4,593
介護予防通所リハビリテーション						
人数	636	792	978	1,025	1,071	1,134
介護予防短期入所生活介護						
日数	662	1,157	850	1,213	1,281	1,369
(人数)	144	252	225	273	286	302
介護予防短期入所療養介護						
日数	60	132	144	175	185	198
(人数)	12	24	14	25	26	28
介護予防特定施設入居者生活介護						
人数	516	720	804	852	912	960

表中の人数・回数・日数は、12か月の延べ数です。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防福祉用具貸与						
人数	864	1,284	1,438	1,496	1,564	1,655
特定介護予防福祉用具販売						
人数	60	100	103	116	118	125
住宅改修						
人数	106	125	132	149	152	161
介護予防支援						
人数	6,156	8,316	8,826	9,274	9,696	10,265

表中の人数は、12か月の延べ数です。

(2)地域密着型介護予防サービス

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防認知症対応型共同生活介護						
人数	12	24	12	12	12	12

表中の人数は、12か月の延べ数です。

### 3・介護家族の支援

【基本方針】

要介護者を支える家族の心身両面への支援をはじめとする各種サービスを推進し、介護家族の負担が軽減できるよう努めます。

【施策の体系】

- (1) 介護者教室
- (2) 認知症高齢者見守り
  - 2市1町SOSネットワーク
- (3) 介護家族の継続支援
  - 紙おむつ等購入助成
  - 介護者のつどい
  - 訪問理美容出張費用助成
  - 寝具乾燥消毒サービス

## 4・高齢者の生活を支援する福祉サービスの推進

### 【基本方針】

要支援・要介護の高齢者、虚弱高齢者、ひとり暮らし等の高齢者などに対して、居宅での生活を支援するサービスの提供を推進します。

### 【施策の体系】

- (1) 施設サービス
  - 養護老人ホーム
  - ケアハウス(軽費老人ホーム)等
- (2) 自立した生活の支援
  - 介護相談員の活動支援
  - 栄養改善が必要な高齢者への配食サービス
  - 緊急通報装置貸与
  - 生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)
- (3) 福祉用具に関する相談
- (4) 住宅改修に関する相談・情報提供
- (5) 権利擁護
  - 権利擁護事業
  - 成年後見人制度利用支援
- (6) 高齢者の虐待防止

## 8・介護保険事業費と保険料

### 1・介護保険事業費の見込みと第1号被保険者の保険料

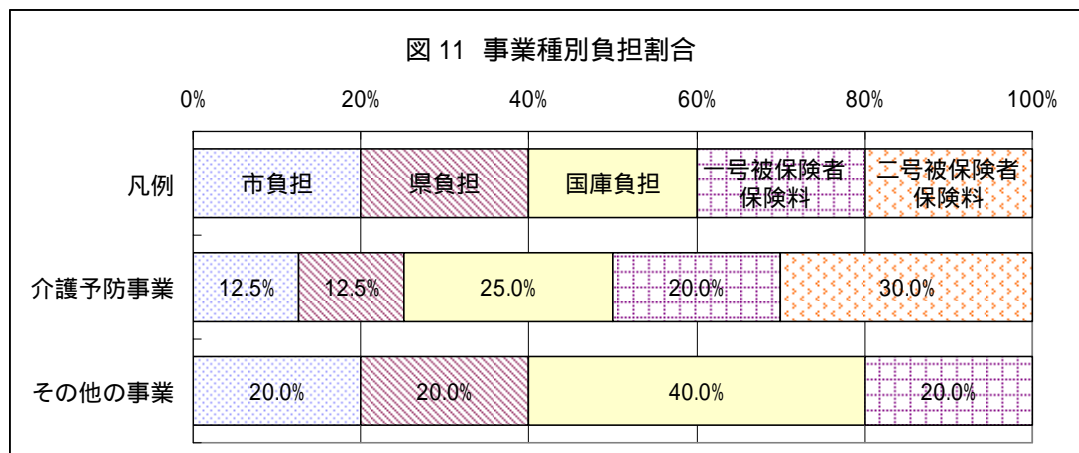
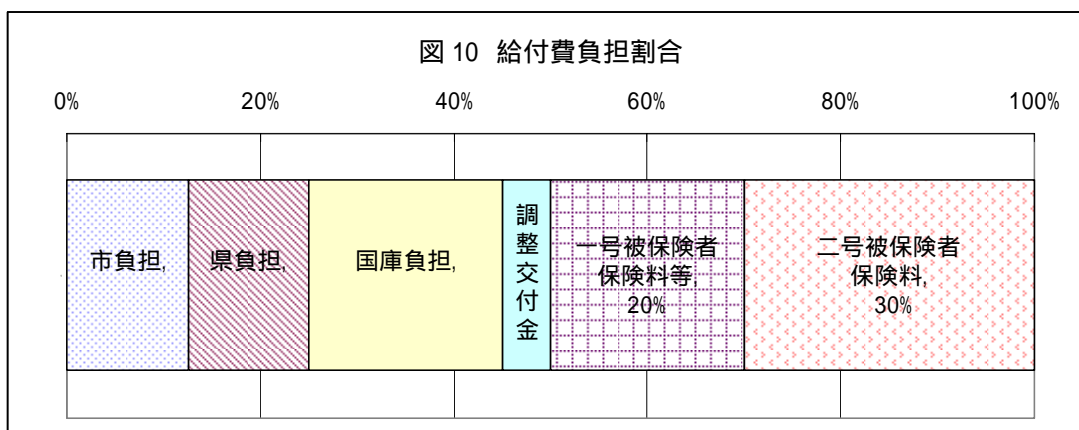
#### (1) 保険料負担割合

介護保険の保険給付の財源は、保険料と公費でまかなわれています。

介護費用については、利用者の1割負担を除いた「総給付費」に、高額介護サービス費や算定対象審査支払手数料を加えた「標準給付費見込額」の半分を、40歳以上の被保険者が保険料として負担し、残りの半分は国・県・市で負担します。

第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の負担割合は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合で決めることとされており、第4期計画期間では「標準給付費見込額」のうち、第1号被保険者は20%、第2号被保険者は30%を負担することになります。

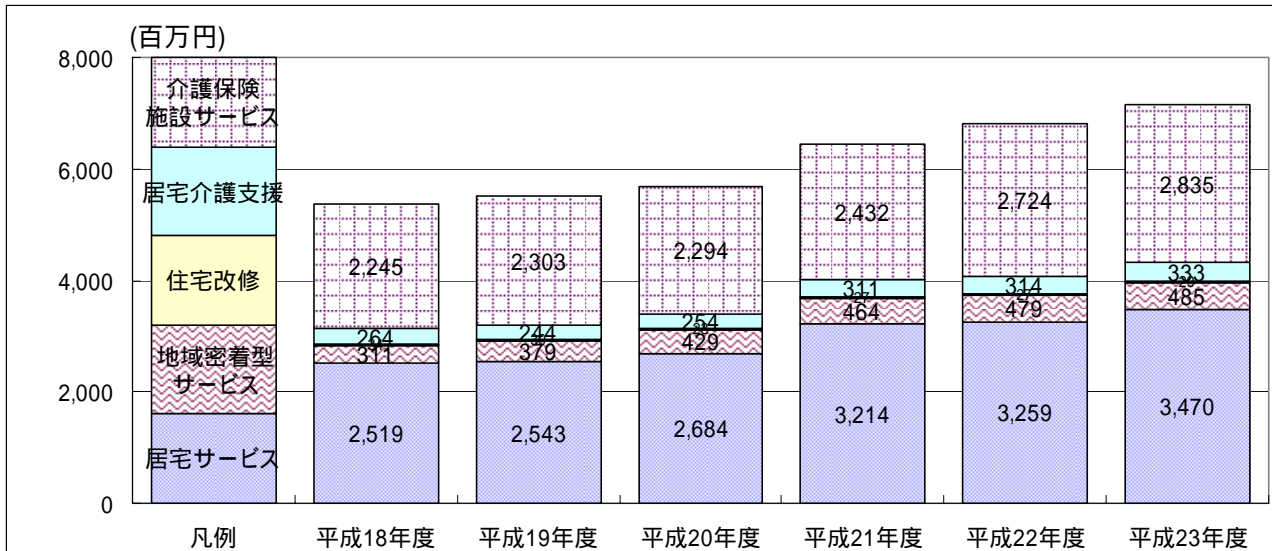
また、調整交付金相当額(標準給付費見込額の5%)と、実際の見込額との差額分も第1号被保険者の保険料により負担することになります。



これまでの給付実績と人口推計から計算したサービス見込み量に基づき、第4期計画期間内の総費用を推計すると、介護給付費、予防給付費とも増加を続ける見込みです。

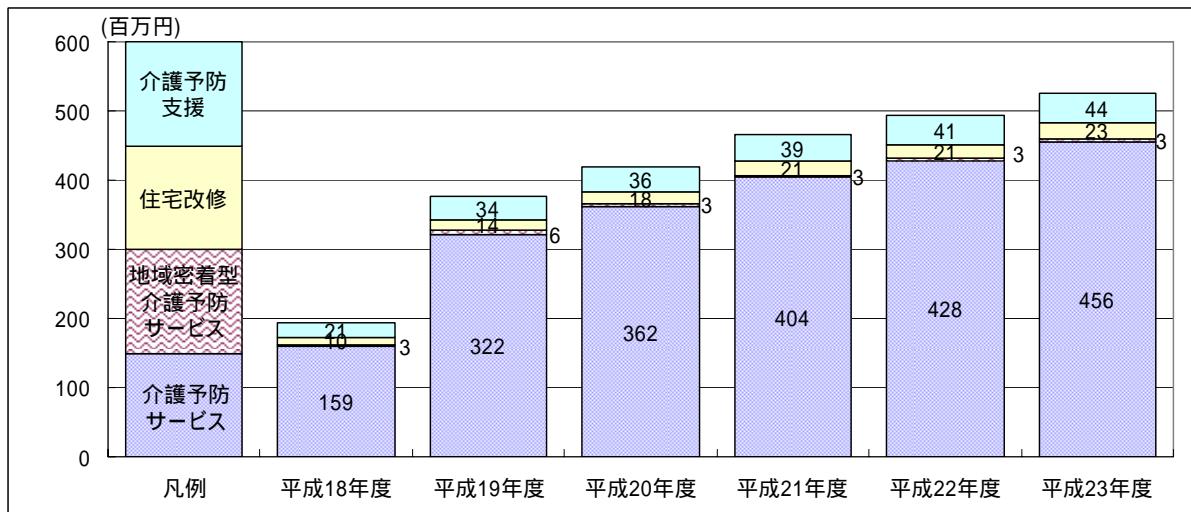
介護給付費の推移

図 12 介護給付費の推移



予防給付費の推移

図 13 予防給付費の推移



標準給付費の見込み

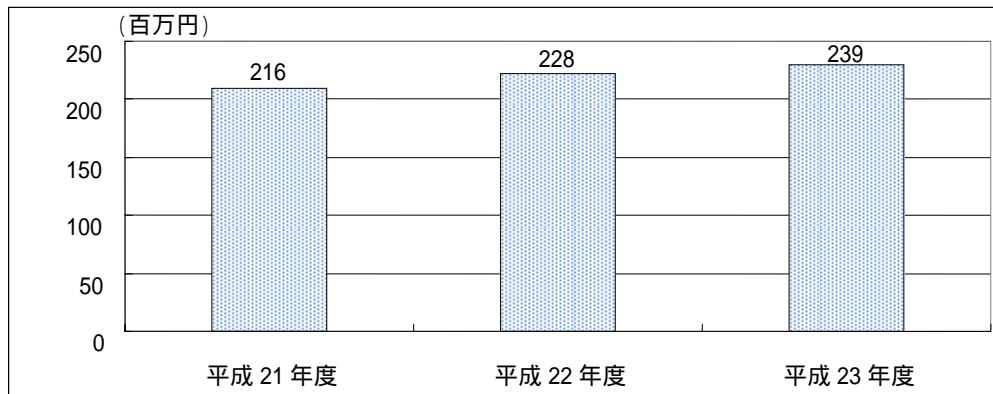
(単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総給付費	6,915,149,669	7,297,558,042	7,677,613,236
特定入所者介護サービス費等給付額	190,146,599	193,759,384	195,890,737
高額介護サービス費等給付額	95,939,047	98,337,522	100,795,960
算定対象審査支払手数料	8,446,560	8,843,520	9,350,320
審査支払手数料支払件数	105,582件	110,544件	116,879件
標準給付費見込額	7,209,681,875	7,598,498,468	7,983,650,253

総給付費 = 介護給付費 + 予防給付費

地域支援事業費の推移

図 14 地域支援事業費の推移



(2) 第1号被保険者の標準保険料額設定

第3期計画からの主な変更点

第3期計画の第4段階については、各年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について保険料率の特例を設け、保険料負担割合を基準額の0.85倍と設定します。

第3期計画の第5段階については、合計所得金額125万円で2段階に分け、保険料負担の軽減化を図ります。

- ・合計所得金額125万円未満の被保険者については、新しい保険料負担割合として基準額の1.15倍と設定します。
- ・合計所得金額125万円以上200万円未満の被保険者については、第3期計画と同様の基準額の1.25倍と設定します。

第3期計画の第6段階については、合計所得金額400万円で2段階に分け、保険料負担の応能化を図ります。

- ・合計所得金額200万円以上400万円未満の被保険者については、第3期計画と同様の基準額の1.50倍と設定します。
- ・合計所得金額400万円以上の被保険者については、新しい保険料負担割合として基準額の1.75倍と設定します。

(3) 第1号被保険者保険料の算出

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の20%に、国からの調整交付金相当額(標準給付費見込額の5%)と実際の見込額との差額分や、財政安定化基金拠出金見込額を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した高齢者人口で割り、更に12ヶ月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定等による保険料増加を緩和するために、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用や、第3期計画までの介護保険準備基金から3億4,540万円を取り崩すことにより、1人あたりの標準的な保険料は、3,850円/月としました。



### <第3期と第4期の保険料段階・保険料率の比較>

被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を設定  
は新しく設置される保険料段階

第3期 平成18年度～平成20年度（6段階設定）				第4期 平成21年度～平成23年度（「特例第4段階」を含む9段階設定）				
所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料	所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料	被保険者構成割合
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	22,300円	第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	基準月額3,850円 ×12か月×0.50 23,100円	1.16%
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	22,300円	第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	23,100円	13.54%
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	33,400円	第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	34,600円	6.90%
第4段階	・本人が市民税非課税で税制改正の影響を受けた方のみ	H18～H20 0.66～0.91	H18～H20 29,400～40,500	特例第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	39,200円	23.11%
	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方	1.00	44,500円	第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.00	46,200円	10.48%
第5段階	・本人が市民税課税で税制改正の影響を受けた方のみ	H18～H20 0.75～1.16	H18～H20 33,400～51,700	第5段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	1.15	53,100円	9.30%
	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	1.25	55,700円	第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上 200万円未満の方	1.25	57,700円	14.88%
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	1.50	66,800円	第7段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上 400万円未満の方	1.50	69,300円	14.62%
				第8段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	1.75	80,800円	6.01%

被保険者構成割合については、平成20年4月1日の被保険者の所得情報等をもとに算定したものです。

## 9・計画の推進に向けて

### 1・計画の進行管理及び点検、評価

この計画の円滑で確実な実施を図るとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの質と量を維持し、高齢者がより使いやすいサービスをめざしていくため、計画の進行状況について、点検と評価を行います。

### 2・計画の推進体制

#### 1．佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会による進行管理及び点検評価

第4期計画の進行管理及び点検評価については、公募市民をはじめ、医療、福祉、介護の関係機関の代表者及び学識経験者によって構成される「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」及び「高齢者福祉検討会」「介護保険検討会」が主体となって実施します。

#### 2．市民との連携体制

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者本人やその家族の努力、また、事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員や地域住民、ボランティア（団体）などのさまざまな支援や協力が必要です。

##### （1）利用しやすい窓口の設置

各地域包括支援センターにおける相談内容や市民意見などからのニーズ把握を行います。さらに、佐倉市のホームページでも、福祉・介護サービスなどに関する意見収集を行うとともに、その内容や市の対応方針を公開します。

##### （2）情報提供体制

福祉・介護サービスについての市民の理解を深めるため、この計画の内容や佐倉市の取り組みについてさまざまな方法で周知します。また、民生委員・児童委員、サービス事業者、ケアマネジャー等を通じ、必要な情報提供を行うことにより、効果的な制度運営を推進します。さらに、各種イベントなどを積極的に活用し、チラシやリーフレット等を配布することで、効率的な広報活動に努めます。

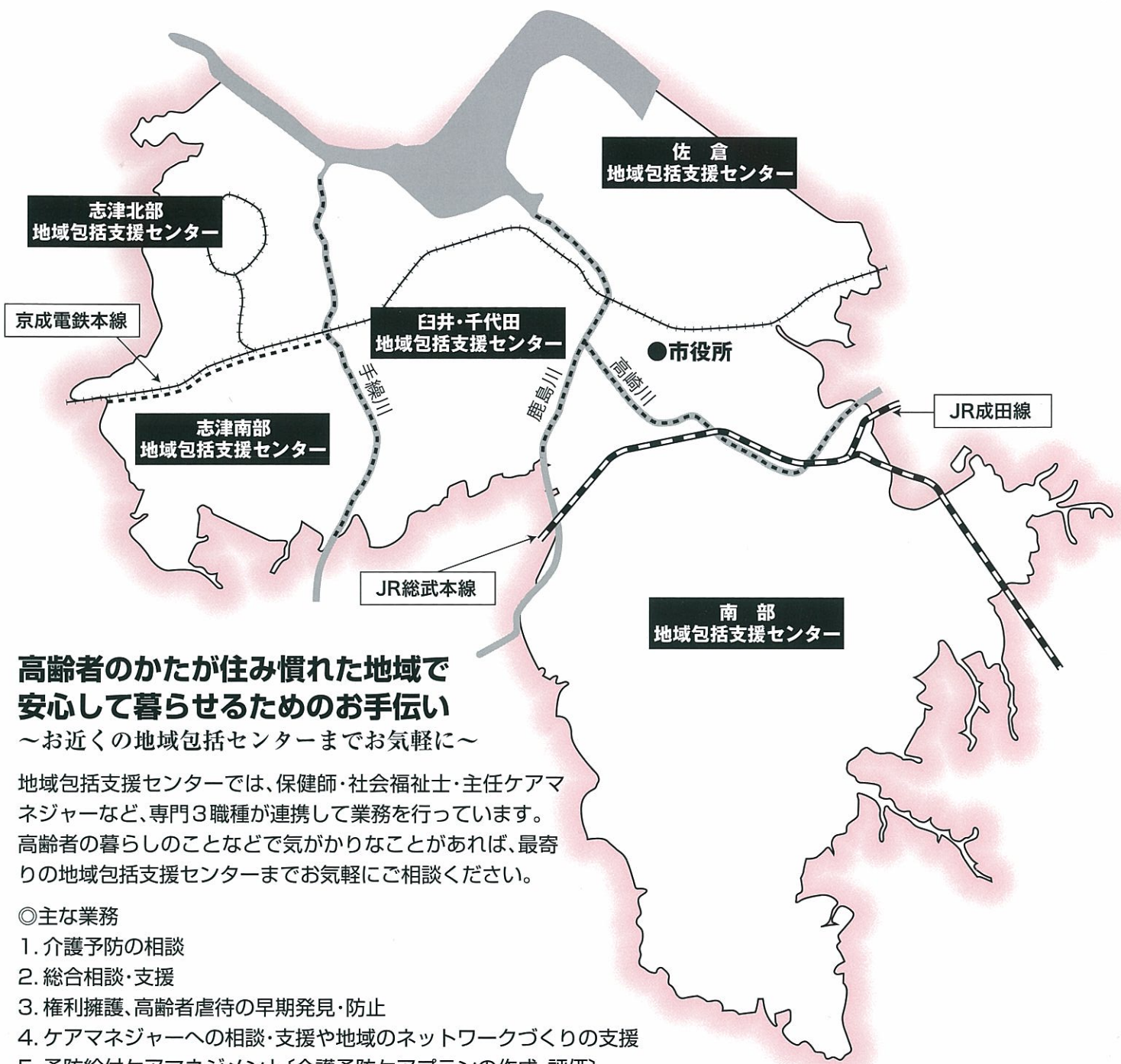
#### 3．庁内連携体制の強化

市民のニーズに的確かつ迅速に対応し、柔軟で効率的な行政組織づくりを進めるため、庁内全体の横の連携を強化します。

### 3・財源の確保

佐倉市においては、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれていることから、介護保険制度を持続可能なものにするような工夫が求められています。今後も、高齢者福祉サービス及び介護保険サービスに必要な財源の確保に努めるとともに、徹底した事業運営の効率化や効果的な取り組みを推進し、限られた財源をより有効に活用できるよう取り組んでいきます。





## 高齢者のかたが住み慣れた地域で 安心して暮らせるためのお手伝い

～お近くの地域包括センターまでお気軽に～

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど、専門3職種が連携して業務を行っています。高齢者の暮らしのことなどで気がかりなことがあれば、最寄りの地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

### ◎主な業務

1. 介護予防の相談
2. 総合相談・支援
3. 権利擁護、高齢者虐待の早期発見・防止
4. ケアマネジャーへの相談・支援や地域のネットワークづくりの支援
5. 予防給付ケアマネジメント〔介護予防ケアプランの作成・評価〕

### 【お問い合わせ先】

佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課

電話 043-484-6138 FAX 043-486-2503

## 第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画 概要版

■発行者：佐倉市役所

■編集者：佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課 介護保険課  
〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地  
電話番号 043-484-1111 [代表]

043-484-6243 [高齢者福祉課 / 直通]

043-484-6174 [介護保険課 / 直通]